

日時・場所	令和2年1月27日(月)8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、遠藤議会事務局次長(代)、竹中政策調整部長、吉川病院事務部長、小山総務部長、三上総務部政策監、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、野崎都市建設部長、遠藤環境経済部長、杉本教育部長、川端会計管理者、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- ・予算査定の協議を行っているところだが、大分改善されているものの、積算や提案の根拠や制度について、尋ねてもすぐに答えが返ってこないことがある。資料の提出は求められていないが、裏にはきちんと制度や実績、見通しの根拠があるべきである。限られた時間の中ではあるが、全体的に意外と手薄な印象だった。
これは予算の問題だけでなく、議会の答弁も同じで、口先だけでは駄目である。答えや判断が出てくるにあたっては、制度や実績、今後の見通しがきちんと整理されているべきである。
予算の査定では、いくつかの部で即答がなかったり、明確な答えでなかったりしていた。これはある意味で緩みなので、それぞれで確認をしてもらいたい。
- ・私が当事者から聞いていることと原課の情報が異なる事例があった。小さなことが大きな影響を及ぼすことがある。毎日の仕事も同じであり、色々な許認可や指導においても、これまでの積み上げや、それによってどのような影響が出るのかを確認することは基礎的なことである。改めて慎重にやってもらいたい。
- ・土曜日には課題となっていたマンションの解体に着手してもらった。これも色々な制度の絡みがあったり、同じ事象が異なる形で報道されたりしているため、内部できちんと確認してやらないといけない。今回は空家ということで代執行したが、隣の建物はそうではないため市は手を出せず、県が責任を持たないといけない。その辺りも情報がきちんと伝わるように取り組んでももらいたい。

2. 議題

① 野洲市印鑑条例の一部を改正する条例について

印鑑登録証明書の交付申請について、印鑑登録者本人が窓口において個人番号カードを提示しても行うことができるよう所要の改正を行う。

また、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行等による「印鑑登録証明事務処理要領」の一部改正に基づき、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める等の必要な改正を行う。

→調整会議では、手数料について理解が得られるかとのやり取りがあったようだが、マイナンバーカードを提示いただいて窓口で処理するのはこれだけか。

→これだけである。

→どこで取得するかによって手数料が異なるのだが、他の手続きも同様に異なることをはっきりと示しておくこと。

② 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

令和2年度からの国民健康保険税率を改定しようとすることから、野洲市国民健康保険税条例の一部改正を行う。広域化後原則3年は据え置きとなっているが、基金保有額の状況等から1年

前倒しで改定を行い、新たに3年間の税率を定める。全体での税率はほぼ変わらないが、3年継続することにより、約4億2千万円ある基金のうち約4億円を使うこととなり、令和6年の統一化を目指して還元を早める。

なお、地方税法関係法令の改正により必要となる野洲市国民健康保険税条例の改正については、別途専決での改正を予定している。

③ 第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の策定について

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する計画の令和2年からの第二期計画を定めるため、野洲市議会基本条例第11条第4号に基づき議会の議決を求める。

3. その他伝達事項

○美和コーポの行政代執行について、1月25日（土）午前10時に宣言を行い、解体に向けての準備に入ったので報告する。（都市建設部）

4. 次回部長会議の予定

2月3日（月） 8:45～ 庁議室